

**米国のアルゼンチン産 OCTG サンセットレビュー**  
(DS268、パネル報告 2004 年 7 月 16 日、上級委員会報告 2004 年  
11 月 29 日、採択 2004 年 12 月 17 日)

**阿 部 克 則**

I. 事案の概要

1. 事実の概要

2000 年 7 月米国商務省 (DOC) は、アルゼンチン産 OCTG(oil country tubular goods)に対する AD 措置について、サンセットレビューを開始した。アルゼンチンの輸出者 Siderca は、サンセットレビューの開始通知に対し実質的な回答を提出したが、DOC は、Siderca が唯一の被提訴者であり且つその輸入量が少ないため、簡略レビュー(expedited sunset review)を行なった。2000 年 11 月 DOC は、本件 AD 措置が撤廃されれば、1.36%のマージンでダンピングが存続又は再発する可能性があるとして最終決定した。また米国国際貿易委員会 (ITC) も、本件 AD 措置が撤廃されれば、実質的損害が存続又は再発する可能性があるとして決定したため、2001 年 7 月 DOC は AD 措置の継続を公告した。

これに対してアルゼンチンは、米国のサンセットレビューに関する法令、すなわち、1930 年関税法 751 条・752 条、サンセット規則 (19 CFR 351.218)、Statement of Administrative Action(SAA)、Sunset Policy Bulletin Sec.II.A.3.(SPB)が、AD 協定 3 条、6 条、11 条、12 条などに違反するとして WTO 紛争解決機関に申し立てた。

2. 手続の時系列

2003 年 4 月 3 日 パネル設置要請  
2003 年 5 月 19 日 パネル設置  
2004 年 7 月 16 日 パネル最終報告配布  
2004 年 8 月 31 日 上訴  
2004 年 11 月 29 日 上級委員会報告配布  
2004 年 12 月 17 日 採択

II. 論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

**論点 A. 付託事項 (先決的抗弁)**

1. 被申立国 (米国) の主張

本件のパネル設置要請は、①多くの請求事項が十分に特定されていない②AD 協定 3 条と 6 条が「全体として」言及されているのみで、問題が明確に示されていない③第 1 サブミッションのいくつかの請求事項が含まれていない、

ので DSU6.2 条の要件を満たしていない(7.7-7.8)。

## 2. 申立国（アルゼンチン）の主張

①について、パネル設置要請は、DSU6.2 条の要件を満たしているかどうか、全体として読まれるべきであり、本件のパネル設置要請は、請求事項の法的基礎を明確にしている(7.12)。②について、AD 協定 3 条と 6 条は「全体として」サンセットレビューに適用されるので、問題は明確である(7.42)。③について、すべての請求事項は本件のパネル設置要請に含まれている(7.50)。

## 3. パネルの判断

①について、本件のパネル設置要請は、被申立国が指摘するいずれの請求事項についても十分に明確にし、被申立国と第三国にも予見可能であるから、DSU6.2 条の要件を満たしている(7.20-7.40)。

②について、申立国は AD 協定 6 条をサブミッションの中で援用しておらず、AD 協定 3 条に関しては申立国の設置要請は 3.7 条が援用されることを十分に予測させるものであり、いずれについても先決的抗弁は認められない(7.43-7.48)。

③について、パネル設置要請に含まれていないと被申立国が主張する DOC の実行それ自体については、結局のところ実体的判断を行なう必要がないので、先決的抗弁についても判断しない。また「反証不可能な推定」に関する米国法令それ自体が AD 協定 11.3 条に違反するという請求については、パネル設置要請の中で十分に明確化されており、被申立国の先決的抗弁は認められない(7.55-7.56, 7.60)。

## 4. 上訴国（米国）の主張

本件のパネル設置要請は、米国の法令それ自体に関する請求の十分な法的基礎の要約を含んでいない(12-19)。

## 5. 被上訴国（アルゼンチン）の主張

本件のパネル設置要請は、DSU6.2 条の要件を満たしており、パネルの判断は支持されるべきである(42-46)。

## 6. 上級委員会の判断

本件のパネル設置要請は、全体として読めば問題となっている措置とそれが違反すると申し立てられている WTO 協定の条文とを結びつけ、法的基礎を示しているから、パネル設置要請が DSU6.2 条に従っているとのパネル判断を支持する。ただし、申立国のパネル設置要請は、より詳細かつ明確に作成することができたはずであり、申立国は、法令それ自体に関する請求については特に注意してパネル設置要請を作成するべきである(171-173)。

## 論点 B. Waiver Provision とダンピングの存続・再発可能性決定

### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

explicit or affirmative waiver は、被提訴利害関係者が手続への参加を明示的に放棄する場合、implicit or deemed waiver は、被提訴利害関係者が complete substantive response を提出しないときに手続への参加を放棄するものとみなされる場合で、いずれの waiver の場合にも、DOC はダンピングの存続・再発可能性ありとの肯定的決定をしなければならないので、AD 協定 11.3 条違反である(7.72)。

### 2. 被申立国（米国）の主張

AD 協定 11.3 条は、当局対しすべてのケースで完全なサンセットレビューを行なうことを義務づけてはいない(7.74)。また、米国のサンセットレビューは、order-wide で最終的には行なうため、company-specific の waiver では最終決定を行なっておらず、したがって waiver provision は AD 協定 11.3 条に違反していない(7.100)。

### 3. パネルの判断

AD 協定 11.3 条の"authorities determine"の文言解釈によれば、決定は"reasoned and adequate conclusions based on the facts before it"によって支持されていなければならない(7.87-89)。

まず deemed waiver に関しては、AD 協定 11.3 条の"reasoned determination"は不完全な回答であっても DOC が考慮することを要求するので、DOC が肯定的決定を自動的に行なうことは"reasoned and adequate conclusions based on the facts before an investigating authority"によって支持されているとはいえない。したがって、AD 協定 11.3 条違反である。また、全く回答しない場合であっても、ファクツ・アベイラブルを用いることはできるので、DOC が肯定的決定を自動的に行なうことは同様に"reasoned and adequate conclusions based on the facts before an investigating authority"によって支持されているとはいえない。よってこの点でも AD 協定 11.3 条違反である(7.91-7.95)。

次に affirmative waiver に関しては、この場合にもファクツ・アベイラブルは用いることができるので、DOC が肯定的決定を自動的に行なうことは"reasoned and adequate conclusions based on the facts before it"によって支持されているとはいえない。したがって AD 協定 11.3 条違反である(7.99)。

さらに DOC の最終決定が order-wide で行なわれるにしても、その一部又は全部が不適切に行なわれた company-specific の決定に基づいているのならば、order-wide の最終決定も"reasoned and adequate conclusions based on the facts

before it"に支持されているとはいえない(7.101-102)。

以上から、waiver provisions は AD 協定 11.3 条違反である(7.103)。

#### 4. 上訴国（米国）の主張

パネルは、waiver provisions のもとでの company-specific の決定が、AD 協定 11.3 条違反かどうかを評価し、そのことを以って order-wide の決定の AD 協定 11.3 条違反を認定しているが、これは誤りである(32-35)。

#### 5. 被上訴国（アルゼンチン）の主張

パネルの判断に誤りはなく、支持されるべきである(53-54)。

#### 6. 上級委員会の判断

waiver provisions の運用上、order-wide の決定が、少なくとも部分的には company-specific のダンピングの存続・再発可能性のみなし規定に基づく場合があることは明白であり、このことは、"reasoned and adequate conclusions based on the facts before it"に達しなければならないとする AD 協定 11.3 条の義務に違反する。よってパネルの判断を支持する(234-235)。

### 論点 C. Waiver Provisions と証拠提出及び利益擁護の機会

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

AD 協定 11.4 条により、AD 協定 6.1 条と 6.2 条は、サンセットレビューに準用される。Deemed waiver は輸出者の証拠提出及び利益擁護の機会を否定するため、AD 協定 6.1 条と 6.2 条に違反する(7.73)。

#### 2. 被申立国の主張（米国）の主張

米国法令は、サンセットレビューにおいて、AD 協定 6.1 条と 6.2 条が要求する証拠提出及び利益擁護の十分な機会を利害関係者に与えており、法令それ自体は WTO 協定違反ではない(7.75)。

#### 3. パネルの判断

AD 協定 11.4 条により、AD 協定 6 条全体が準用されるか否かの問題はあるが、AD 協定 6.1 条と 6.2 条はいずれも「証拠及び手続に関する規定」であることは確かであるから、両条項は AD 協定 11.4 条により準用される(7.107-112)。よって、サンセットレビューにおいて、AD 協定 6.1 条は証拠提出の十分な機会、6.2 条は聴聞又は対質に参加する権利を関係者に与える(7.113-117)。

まず不完全な回答しか提出しなかった場合に関しては、ダンピングの存続・再発可能性が自動的に決定されてしまうため、証拠提出機会が十分に与えられていないし、聴聞又は対質に参加する権利も認められないので、AD 協定 6.1 条及び 6.2 条に違反する(7.122-7.123)。

次に全く回答しなかった場合に関しても、当初に回答しなかったからとい

って、その後のサンセットレビュー手続の中で AD 協定 6.1 条及び 6.2 条の下での手続的権利が奪われるわけではない。AD 協定 6.8 条により当局がファクツアベイラブルを使うとしても、期日後に提出されるすべての証拠を無視することは許されない。よってこの場合にも AD 協定 6.1 条及び 6.2 条に違反する(7.127)。

以上から、deemed waiver provision は AD 協定 6.1 条及び 6.2 条に違反する(7.128)。

#### 4. 上訴国（米国）の主張

deemed waiver provision は、サンセットレビューにおいて提供される情報については何ら関係するものではなく、AD 協定 6.1 条及び 6.2 条違反にはなりえない。また米国のサンセットレビュー手続では証拠提出の機会を多数与えており、また利害関係者は無制限の権利を持つものではないから、その機会を利用しなかった利害関係者は、権利不行使の不利益を甘受すべきである(36, 238)。

#### 5. 被上訴国（アルゼンチン）の主張

手続への参加の権利を放棄したとみなされた被提訴利害関係者は、AD 協定 6.1 条と 6.2 条が要求するその利益を擁護する適切な機会を持たない(57)。

#### 6. 上級委員会の判断

AD 協定 6.1 条と 6.2 条が、"ample", "full"という文言を用いていることは、"liberal opportunities"があるべきことを示唆するが、無制限の権利を与えるものでもない(241)。

不完全な回答を被提訴者が提出した場合、被提訴者から提出される証拠が無視されるため AD 協定 6.1 条違反であり、利益の擁護の機会を奪われているため AD 協定 6.2 条にも違反する。よってこの点についてのパネルの判断を支持する(245-246)。

被提訴者が全く回答しない場合、合理的な期日までに時宜を得た回答を提出し、後の手続的権利を確保することを被提訴者に要求することは不合理な負担ではなく、もし当初全く回答しないのであれば、その責めは被提訴者にある。したがってこの点についてのパネルの判断を取り消す(248-253)。

### 論点 D. ダンプिंगの存続・再発可能性の反証不可能な推定

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

米国の 1930 年関税法 751 条(c), 752 条(c)及び SAA と SPBII.A.3.は、あるシナリオが満たされるとダンプINGの可能性について反証不可能な推定がなされてしまうため、それ自体が AD 協定 11.3 条違反であり、かつそのような推定を

一貫して行なっている米国の実行それ自体も AD 協定 11.3 条違反である(7.129-7.130)。

## 2. 被申立国（米国）の主張

SPB も SAA も、ダンピングの存続・再発可能性について反証不可能な推定を含むものではない。また、SPB は"measure"ではなく、仮に"measure"だとしても、mandatory ではない(7.132-7.135)。

## 3. パネルの判断

SPB は、米国の表面処理鋼板 AD 事件の上級委員会報告が認めたように、"measure"である。SPB が"mandatory"であるかどうかは、上級委員会が未だ mandatory/discretionary の区別について立場を明確にしていなかったため、SPB についての実質的な分析の中で、SPB が WTO 違反行為を義務づけているかどうかを判断する(7.134-140)。

AD 協定 11.3 条の解釈として、ダンピングの存続・再発可能性決定は、十分な事実に基づいていなくてはならず、特定の要素に決定的な価値を持たせるスキームは、AD 協定 11.3 条違反が濃厚である。1930 年関税法 752 条(c) と SAA は、ダンピング・マージンと輸入量を考慮することを規定しているが、いずれについても決定的な価値を認めておらず、反証不可能な推定を定めるものではない(7.143, 7.146-151)。

SPBII.A.3.は、3 つのシナリオのいずれかの場合、ダンピングの存続・再発可能性を「通常決定する(normally will determine)」としており、推定を定めているように見える。よってこのシナリオが、determinative か indicative かを判断する必要があるが、SPB は十分に明確ではない(7.152-157)。

したがって、アルゼンチンが提出した米国の実行に関する証拠を検討し、determinative かどうかを判断する。この点で、一貫した適用を見ることは米国のドイツ産表面処理鋼板 CVD 事件の上級委員会報告が認めている(7.158-162)。

アルゼンチンが提出した統計によれば、DOC は SPBII.A.3.をすべてのサンセットレビューで適用し、3 つのうちの 1 つのシナリオを基礎にしてダンピングの存続・再発可能性を認めている。よって DOC は、SPBII.A.3.を conclusive なものとみており、これは AD 協定 11.3 条の十分な事実に基づいて決定するという要件に満たしていない。したがって SPBII.A.3.は AD 協定 11.3 条に違反する(7.165-166)。

## 4. 上訴国（米国）の主張

SPB が"measure"だとのパネルの判断は DSU11 条違反である。また、統計だけに基づいて SPBII.A.3.が conclusive だとするパネルの判断は、法的拘束力のない文書を拘束力あるものとみなす証拠としては不十分であり、DSU11 条に違

反する(20-29)。

#### 5. 被上訴国（アルゼンチン）の主張

パネルが、米国の表面処理鋼板 AD 事件の上級委員会報告に依拠したことは正しく、SPB は measure である。また、DCO の一貫した適用を見れば、SPBII.A.3. の3つのシナリオは、ダンピングの存続・再発可能性について決定的なものである(47-52)。

#### 6. 上級委員会の判断

determinative か indicative かというパネルの判断基準は正しく、SPB の文言だけでは不明確という点にも同意する(197-200)。しかし、ダンピングの存続・再発可能性が3つのうち1つのシナリオのみに基づいて決定されたかどうか、ケースを具体的に吟味することが不可欠であり、そのためには個々のケースでのダンピングの存続・再発可能性決定の質的な検討が必要になる(208-209)。パネルは統計のみに基づいて判断しており、質的検討を行っていない。よってパネルは DSU11 条違反で、SPBII.A.3. が AD 協定 11.3 条違反とのパネル判断を取り消す。ただし、SPBII.A.3. が AD 協定 11.3 条に合致するとまでは結論しない(210-215)。

### 論点 E. 損害の存続・再発可能性の検討期間

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

米国の 1930 年関税法 752 条(a)(1)が、損害の存続・再発可能性が「合理的に予見可能な期間」に存在するかどうかを ITC に決定するように定め、また、同条項(5)が ITC に、AD 措置の撤廃の効果はすぐに現れず長い期間の後に発生しうることを考慮するよう義務づけていることは、AD 協定 11.3 条の基準に比べ、より柔軟であるため、法それ自体が同条違反である(7.174)。また、両条項の本件における適用も、AD 協定 11.3 条違反である(7.256)。

#### 2. 被申立国（米国）の主張

AD 協定 11.3 条は、サンセットレビューにおける可能性決定が行なわれるべき時間的枠組を定めていないので、米国法はそれ自体及びその適用ともに同条違反ではない(7.175, 7.257)

#### 3. パネルの判断

AD 協定 11.3 条は、当局がサンセットレビューを行なうに際して基づく時間的枠組について定めておらず、また当局に対して損害の存続・再発可能性決定に関する時間的枠組を特定するよう要求していない。したがって、1930 年関税法 752 条(a)(1)及び(5)は、法それ自体及びその適用とも、AD 協定 11.3 条に韓国からの DRAM に対する CVD 調査」違反しない(7.184-193, 7.258-260)。

#### 4. 上訴国（アルゼンチン）の主張

AD 協定 11.3 条に時間的枠組に関する定めがないとのパネル判断は誤りであり、AD 協定 3.7 条にいう imminent な期間という制約がある。よって米国法それ自体が AD 協定違反である。また、ITC は本件における米国法の適用について、時間的枠組を示していないので、AD 協定 11.3 条違反である(86-89)。

#### 5. 被上訴国（米国）の主張

米国法の「合理的に予見可能な期間」という基準が AD 協定 11.3 条に違反していないとのパネル判断は正しく、また、AD 協定は当局に対して損害の存続・再発可能性決定の時間的枠組を特定するよう要求していないので、ITC の本件決定が AD 協定に違反しないとのパネル判断は支持されるべきである(117-122)。

#### 6. 上級委員会の判断

サンセットレビューには、AD 協定 3 条の詳細な規律は適用されない。パネルの判断に誤りはなく、米国法が AD 協定 11.3 条に違反しないとのパネル判断を支持する。また AD 協定 11.3 条は、当局に時間的枠組を特定するよう要求していないので、本件における米国法の適用が AD 協定 11.3 条に違反しないとのパネル判断を支持する(358-361, 364)。

### 論点 F. 本件におけるダンピングの存続・再発可能性に関する DOC の決定の事実的基礎

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

DOC は当初調査手続で得たダンピング・マージンに依拠し、サンセットレビューにおいて得られる新たな事実に基づいて決定を行っていないため、AD 協定 11.3 条に反する。

#### 2. 被申立国（米国）の主張

DOC は、当初調査で得られた情報とともに、サンセットレビュー開始公告に対して実質的な回答を行なった利害関係者によって提出された情報に基づいて決定しており、AD 協定に違反していない(7.197)。

#### 3. パネルの判断

問題は、DOC の決定が十分な事実的基礎に基づいているかどうかである。DOC は、当初調査でダンピングマージンが存在したことを以って、AD 措置の期間中ダンピングが継続していたと認定したが、これでは十分な事実的基礎にはならず、AD 協定 11.3 条違反である(7.219-7.221)。

また、Siderca 以外の回答しなかった輸出者には deemed waiver が適用された。これらの輸出者に関する決定も country-wide での決定の事実的基礎になるが、deemed waiver 条項はそれを行なわせないものであり、その適用においても AD

協定 11.3 条違反である(7.222)。

#### 論点 G. 本件における DOC の決定と利害関係者への手続保障

##### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

DOC は、Siderca が提出した証拠を考慮に入れておらず、また利益擁護の機会を与えられなかったため、AD 協定 6.1 条及び 6.2 条に違反する(7.195)。

##### 2. 被申立国（米国）の主張

Siderca は、必要とされる情報を通知され、証拠提出及び利益擁護の機会を与えられたが、自らその機会を利用しなかった。DOC は Siderca が実質的な回答を行なった情報については考慮しており、AD 協定 6.1 条及び 6.2 条に違反しない(7.198)。

##### 3. パネルの判断

DOC は、Siderca の提出した証拠を考慮に入れているため、AD 協定 6.1 条には違反していないが、簡略レビューを適用して利益擁護の機会を与えていないため、AD 協定 6.2 条には違反する(7.228-7.236)。

#### 論点 H. 本件における DOC の決定とファクツ・アベイラブル

##### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

Siderca は、DOC に完全に協力していたにもかかわらず、ファクツ・アベイラブルが適用されたが、これは AD 協定 6.8 条及び附属書 II に違反する(7.195, 7.237)。

##### 2. 被申立国（米国）の主張

DOC は、order-wide の決定においてファクツ・アベイラブルを適用しており、Siderca にはファクツ・アベイラブルを適用していない。また、Siderca が提出した情報についてはファクツ・アベイラブルの一部として用いている。よって DOC は AD 協定 6.8 条及び附属書 II に違反していない(7.238)。

##### 3. パネルの判断

AD 協定 6.8 条も、AD 協定 11.4 条により準用されるが、DOC は order-wide でファクツ・アベイラブルを適用し、かつ Siderca が提出した情報は考慮されているので、AD 協定 6.8 条及び附属書 II には違反していない(7.226, 7.239-7.245)。

#### 論点 I. 本件における DOC のダンピングの存続・再発可能性決定と十分な説明

##### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

DOC は、ダンピングの存続・再発可能性に関する最終決定の理由について十分な説明を行なっておらず、AD 協定 12.2 条に違反する(7.196)。

## 2. 被申立国（米国）の主張

DOC の最終決定とそのメモランダムは、その決定の根拠を説明しており、AD 協定 12.2 条には違反しない(7.199)。

## 3. パネルの判断

メモランダムを全体として読めば、DOC は、ダンピングの存続・再発可能性の決定に関して十分な説明を行っており、AD 協定 12.2 条に違反しない(7.252)。

### 論点 J. 損害の存続・再発に関する likely 基準の適用

## 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

likely は probable を意味するが、ITC は、AD 協定 11.3 条の likely 基準でなく、possible 基準により、ダンピング輸入量、ダンピング輸入の価格効果、及び国内産業への影響について判断しており、AD 協定 11.3 条に違反する。また、ITC は実証的証拠に基づいて客観的検討を行っており、AD 協定 11.3 条、3.1 条、3.2 条に違反する(7.261)。

## 2. 被申立国（米国）の主張

ITC は likely 基準を適用しており、また、likely は probable だけを意味するものではない。さらに AD 協定 3 条はサンセットレビューには適用されない(7.264)。

## 3. パネルの判断

AD 協定 11 条は、3 条が準用されるとは規定していないが、3.1 条の導入部や脚注 9 からすると、損害概念は AD 協定全体を通じて、3 条の下で理解されるべきである。しかし米国の表面処理鋼板 AD 事件の上級委員会報告が指摘するように、当初調査では過去の調査期間の損害について決定するのに対して、サンセットレビューでは将来の損害の存続又は再発の可能性について決定するという違いがある。サンセットレビューにおいて当局は損害決定を行なうことは要求されないため、3 条の義務も通常は適用されない。ただし、もし当局が、サンセットレビューにおいても損害決定を行なうか、過去の損害決定をサンセットレビューの決定の一部として用いるのであれば、その決定は AD 協定 3 条の関連規定に従わなければならない。したがって、3 条のすべての規定が必ずしもサンセットレビューに適用されるわけではないが、3 条の損害の定義とパラメーターは、サンセットレビューでも指針となり、ITC が本件において損害決定を行なったか又は当初調査若しくは行政見直しにおける損害決定を用いたならば、AD 協定 3 条の適用がある(7.170-7.275)。

ITC の決定から見れば明らかのように、ITC は損害決定を行っており、

過去の損害決定を用いてもいない。したがって、AD 協定 3 条についての申立国の主張は検討しない。ただし、申立国の 3 条に関する主張は、換言すれば ITC が十分な事実に基づいて、事実を適切に評価したかどうかであり、これは DSU11 条と AD 協定 17.6 条の下での審査基準と同旨であるから、AD 協定 3 条の主張について検討しないことは実際上の違いをもたらさない(7.279-7.280)。

ありうるダンピング輸入量に関する ITC の決定は、他製品の生産が OCTG に変更される可能性、米国市場と世界市場との価格差、輸出者の締結している長期的契約のいずれの考慮についても適切なものであり、申立国は、この点につき ITC の決定が AD 協定 11.3 条違反であることを立証できなかった(7.288-7.298)。

また、ダンピング輸入によるありうる価格効果に関する ITC の決定は、限定的ではあるが AD 賦課後の輸入について価格比較を行っており、価格を購買行動の唯一の要素としても扱っていないので、この点についての ITC の決定は証拠の客観的な検討に基づいている(7.303-7.305)。

さらに、将来の輸入が米国国内産業に及ぼす影響に関する ITC の決定は、AD 協定 11.3 条が特定の決定方法を要求していないこと、及び、サンセットレビュー時において国内産業の状態が良好であることは必ずしも将来損害を被る可能性を否定するものではないことから、この点についても ITC の決定は AD 協定 11.3 条に違反するものではない(7.311-7.312)。

#### 4. 上訴国（アルゼンチン）の主張

AD 協定 3 条は、AD 協定全体の損害決定に適用されるため、サンセットレビューにも準用される。なお 11.3 条はそれ自体で、サンセットレビューについて当局に実質的な義務を課しており、パネルはこの義務を認めなかった点で誤っている(61-69)。

また、パネルは likely 基準を probable 基準として解釈しておらず、AD 協定 11.3 条の解釈を誤っている(75-77)。

さらに、ダンピング輸入量とその価格効果に関する ITC 決定は、実証的証拠に基づいていないし、サンセットレビュー時に国内産業の状態が良好であるならば悪影響の可能性はないと決定すべきであるから、ITC の決定が 11.3 条に違反しないとのパネル判断は誤りである(82-85)。

#### 5. 被上訴国（米国）の主張

当初調査とサンセットレビューの異なる性質からしても、AD 協定 3 条は一般的にはサンセットレビューには適用されないため、パネルの判断は支持されるべきである(94-100)。

また、パネルが likely を probable と解釈していないという証拠はなく、パネ

ルは ITC の決定が likely 基準を満たしているかどうか適切に判断した(106-109)。

さらに、ダンピング輸入量とその価格効果に関する ITC の決定は、事実の適切な認定とその客観的評価に基づいている。AD 賦課中に国内産業の状態が改善することは当然に予想されることであり、申立国の主張はサンセットレビューの考え方と相容れない(112-114)。

#### 6. 上級委員会の判断

AD 協定 11.3 条は、AD 協定 3 条にいう「損害の決定」ではなく、「損害の存続・再発可能性の決定」を規定しているのであるから、サンセットレビューにおいて当局は 3 条に従う必要はない。AD 協定 11.3 条の下での損害の存続・再発可能性決定が、3 条が規定する詳細な分析を経た後でなければ「十分な事実的基礎」に基づき、「理由を付した結論」にならないとの上訴国の主張は説得的ではない(277-285)。

また、”likely”が”probable”を意味することには同意するが、パネルがこれと異なる解釈を行なったとは考えない(308-314)。

さらに、ダンピング輸入量とその価格効果に関する ITC 決定は、実証的証拠に基づいて客観的な検討を行っており、サンセットレビュー時に国内産業の状態が良好であることは必ずしも将来を既定するものではないので、上訴国の主張は認められない。したがって、これらに関するパネルの判断を支持する(330-352)。

### 論点 K. 損害要因と因果関係

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

ITC は、本件サンセットレビューにおいて、AD 協定 3.4 条に列挙される要素の一部に言及しておらず、また AD 協定 3.5 条の下で要求される因果関係分析も行っていないため、AD 協定 3.4 条及び 3.5 条に違反する(7.313, 7.318)。

#### 2. 被申立国（米国）の主張

AD 協定 3 条は、サンセットレビューには適用されない。また、申立国の主張には根拠がない(7.314, 7.319)。

#### 3. パネルの判断

AD 協定 3 条は、当局が損害の決定を行なったか又は依拠した場合にのみサンセットレビューに適用されるため、本件には適用されない。よって ITC の決定は AD 協定 3.4 条及び 3.5 条に違反しない(7.317, 7.322)。

### 論点 L. 累積評価

#### 1. 申立国（アルゼンチン）の主張

AD 協定 3.3 条は、累積評価が可能な場合を調査に限定しており、ITC が本件サンセットレビューで累積評価を行なったことは、AD 協定 3.3 条と 11.3 条に違反する。また仮に累積評価ができるとしても、本件では AD 協定 3.3 条の要件が満たされていない。

#### 2. 被申立国（米国）の主張

サンセットレビューにおいて累積評価を用いることを禁ずる規定は、AD 協定には存在しない。また、AD 協定 3.3 条と 5.8 条の文言は、3.3 条の数量基準が当初調査にのみ用いられ、サンセットレビューには用いられないことを示している(7.324)。

#### 3. パネルの判断

累積評価が一般的に許されるかどうかについて明文規定がないことは、サンセットにおいても累積評価は許されることを意味する。よって AD 協定 3.3 条は累積評価の許容規定ではなく、当局による累積評価に条件を設定するものである。また、AD 協定 3.3 条は 3 条の中で唯一「調査」という文言を含んでおり、当初調査にのみ適用され、サンセットレビューには適用されない。したがって、ITC は累積評価に関して、AD 協定 11.3 条と 3.3 条に違反しない(7.332-7.337)。

#### 4. 上訴国（アルゼンチン）の主張

AD 協定 11.3 条は、単数形の”duty”という文言を用いており、これは当局が 1 つの WTO 加盟国からの輸入について適用される”duty”の撤廃に関して、損害の存続・再発可能性を決定するよう要求するものである。よってサンセットレビューにおいて累積評価は認められない。また、当初調査と異なり、サンセットレビューにおいてはある加盟国からの輸入はすでに国内市場に存在しないこともあるので、サンセットレビューにおいても累積評価ができるとのパネルの解釈は誤りである。さらに、AD 協定 3.3 条は累積評価を当初調査でのみ許容する規定であるが、仮にサンセットレビューにおいて累積評価が許容されるのであれば、AD 協定 3.3 条の条件は同様に課される(70-74)。

#### 5. 被上訴国（米国）の主張

AD 協定は、サンセットレビューにおいて累積評価が許容されるかどうかについては何ら定めておらず、加盟国は禁止されないことを行なう自由がある。また、”duty”という単数形が用いられていることは、特段の意味はない。アルゼンチンの主張する当初調査とサンセットレビューとの違いは、本件とは関係しない仮定に基づいており、不適切である。さらに、AD 協定 3.3 条はサンセットレビューには準用されないため、その条件はサンセットレビューでの累積

評価には課されない(101-105)。

#### 6. 上級委員会の判断

AD 協定における用語法を見れば、AD 協定が”duty”の単数形、複数形の違いを重視しているとはいえないので、AD 協定 11.3 条が”duty”の単数形を用いているからといって加盟国ごとに損害の存続・再発可能性決定を行なうことが義務づけられているわけではない。また累積評価を行うことに関する明白な存在理由は、「国内産業が複数の国からのダンピング輸入によって累積的に損害を受けている場合に、国ごとにダンピング輸入の効果を分析することは、その損害を適切に考慮できない」ことにある。このことはサンセットレビューにも同様に当てはまるので、サンセットレビューにおいても累積評価は許される。さらに、AD 協定 3.3 条がサンセットレビューに適用されることを支持する文言はなく、AD 協定 3.3 条の文言は当初調査に適用が限定されることを示しているので、AD 協定 3.3 条はサンセットレビューには適用されない(301-302)。

### III. 解説

#### 1. 本件報告の位置づけ

本件は、米国の AD・CVD 措置のサンセットレビューに関する一連の事件(米国のドイツ産表面処理鋼板に対する CVD 措置事件(DS213)、米国の日本産表面処理鋼板への AD 措置に関するサンセットレビュー事件(DS244)、米国のメキシコ産 OCTG への AD 措置に関するサンセットレビュー事件(DS282)) のうちの 1 つである。AD 協定、SCM 協定ともに、その当初調査に関する詳細な規定とは対照的に、サンセットレビューに関する規定 (AD 協定 11.3 条・SCM 協定 21.3 条) は極めて簡略なものであり、これらの規定がどこまで加盟国のサンセットレビュー手続を規律するものなのかが大きな問題とされてきた。すなわち、AD 協定 11.3 条と SCM 協定 21.3 条は、AD/CVD 措置は原則として 5 年以内に撤廃するとしつつ、サンセットレビューによって AD/CVD 措置の撤廃がダンピングと損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして調査当局が決定すれば、AD/CVD 措置を継続して賦課することができるため、加盟国によるサンセットレビュー手続に実質的な規律が及ばないとすれば、事実上、AD/CVD 措置は「サンセット」せず、措置発動国が撤廃しようと考えない限り常にダンピング・損害の存続・再発可能性があるとして決定され、いつまでも措置が継続してしまうおそれがあるからである。そのため、わが国を含め、米国のサンセットレビューを WTO に申し立てた各国は、様々な解釈手法を用いて AD 協定 11.3 条と SCM 協定 21.3 条の規律の実質化を試みてきた。

本件では、AD 協定 11.4 条の「証拠及び手続に関する第 6 条の規定は、この

条の規定に基づいて行なわれる見直しについて準用する」との規定から、証拠提出権に関する 6.1 条、利益擁護の機会に関する 6.2 条、ファクツ・アベイラブルに関する 6.8 条及び附属書 II が、それぞれサンセットレビューに準用されることが明らかとなり、deemed waiver provision については 6.1 条及び 6.2 条違反であることが確定した。また、AD 協定 11.3 条の”authorities determine”の文言解釈から、調査当局の決定は「自らの下にある事実に基づいた理由を付した適切な結論(reasoned and adequate conclusions based on the facts before it)」によって支持されていなければならないとの義務が導かれ、waiver provision が同条項違反であるとも判断された。その意味で本件報告は、現行協定の下でもサンセットレビューに一定の規律が及ぶことを、従来の報告に加えて、明らかにした意義を持つといえよう。

しかし、本件で問題となった waiver provision をこえて、より一般的にサンセットレビュー手続を考えれば、より重要な問題は、ダンピングと損害の存続・再発の可能性に関し当局が実質的な決定を行なう場合に、どこまで AD 協定の規律が及ぶかである。以下では、この点につき若干の検討を加えるとともに、現在進行中の AD 協定改定交渉でのサンセットレビュー問題へのインプリケーションを探ることとしたい。

## 2. ダンピングの存続・再発可能性の決定

ダンピングの存続・再発可能性の決定に関しては、第 1 に SPB それ自体が AD 協定 11.3 条に違反するかどうか重要な争点となった。パネルは、SPB が規定する 3 つのシナリオは、ダンピングの存続・再発可能性について決定的なものであり、十分な事実的基礎に決定が基づかなければならないとする AD 協定 11.3 条に違反すると判断したが、上級委員会は、アルゼンチンが提出しパネルが依拠した統計資料だけでは、SPB が規定する 3 つのシナリオは決定的だとはいえないとして、パネルの判断を覆した。上級委員会は、一連のサンセットレビュー事件で示してきたように mandatory/discretionary の区別の機械的な適用はせず、SPB が AD 協定 11.3 条に整合的だともでは判断しないとしているため、今後 SPB それ自体が AD 協定違反であると判断される余地は残っていると思われるが、上級委員会が指摘する「質的な検討」によって、どのような主張を行なえば SPB が DOC に協定違反行為を義務づけていると立証できるのかは明確ではなく、SPB それ自体の協定違反を上級委員会に認めさせることは、簡単ではないと思われる。SPB については、米国のドイツ産表面処理鋼板に対する CVD 措置事件における申立国 EC が「事実上存在しない裁量を見せるために手続の煙幕を張る故意に複雑で曖昧な諸規定の網」であると主張し、米国の日本産表面処理鋼板への AD 措置に関するサンセットレビュー事件における申

立国日本も、「事実上の義務づけ(de facto mandatory)」を行なうものであると主張するなど、協定違反の疑いが濃い措置ではある。しかし現行 AD 協定が、ダンピングの存続・再発可能性決定方法について何ら具体的な規律を明文化していないため、現行協定の解釈から SPB それ自体の違法性を問うことには、限界があるように思われる。

他方、本件での適用の側面に関しては、DOC が当初調査でダンピング・マージンが存在したことを以ってダンピングの存続・再発可能性を認定した点について、AD 協定 11.3 条が要求する十分な事実的基礎に基づいていないとした。このような明らかに不十分な決定方法であれば AD 協定 11.3 条違反を問うことが確認されたことは一定の意義があると思われる。しかし、米国の日本産表面処理鋼板への AD 措置に関するサンセットレビュー事件の上級委員会報告が述べたように、サンセットレビューに AD 協定 2 条が適用されるとしても、ダンピング・マージンを計算する義務ではなく、あくまで「ダンピングの存続・再発の可能性」を当局は決定すればよいので<sup>1</sup>、その決定方法は大きな裁量が認められている。したがって当局による具体的なダンピングの存続・再発可能性の決定の違法性を問う場合にも、現行協定の規定は不十分であるといわざるを得ない。

### 3. 損害の存続・再発可能性の決定

損害の存続・再発可能性の決定に関しては、損害概念は AD 協定全体を通じて 3 条の下で理解されるべきだとパネル・上級委員会とも認めたことは一定の意義はあろう。本件の ITC の決定は AD 協定整合的だと判断されたが、今後あまりに不合理な損害の可能性決定がサンセットレビューにおいてなされたならば、協定違反を問うことはできよう。パネル・上級委員会は、この点で、3.1 条の「1994 年のガット 6 条の規定の適用上」という一節、及び、脚注 9 の「この協定において『損害』とは・・・この条の規定により解釈する」という文言に着目して判断したが、このような解釈は、米国の日本産表面処理鋼板への AD 措置に関するサンセットレビュー事件の上級委員会報告が、AD 協定 2.1 条の「この協定の適用上」という一節に基づいて、AD 協定 11.3 条における「ダンピング」についても 2 条が適用されると判断したことと同じ枠組である。

しかし、本件パネルも上級委員会も、サンセットレビューに対して 3 条は一般的に適用されることはなく、当局がサンセットレビューにおいても損害決定を行なうか、過去の損害決定に基づいて損害の存続・再発可能性を決定する場合にのみ、3 条の適用があるとしたため、当初調査における損害決定に対するような実質的規律はサンセットレビューには及ばない。こうした「損害決定」と「損害の存続・再発の可能性決定」とを峻別する解釈は、米国の日本産表面

処理鋼板への AD 措置に関するサンセットレビュー事件の上級委員会報告が、AD 協定 2 条は、サンセットレビューにおいて当局がダンピング・マージンを計算するか、又は過去に計算されたダンピング・マージンに依拠する場合には適用されるが、必ずしもダンピング・マージンを計算する義務はないとし、「ダンピングの決定」と「ダンピングの存続・再発の可能性決定」とを区別したことと軌を一にする<sup>2</sup>。

たしかに、サンセットレビューにおいては、将来における損害発生の可能性という予測をすることになり、過去に存在した損害について認定するという当初調査とは、必然的に方法が異なるので、3 条がそのままサンセットレビューに適用されることには合理的とはいえない側面があるかもしれない。ただし、その結果として、損害の存続・再発可能性の決定について当局に大きな裁量が残されており、現行協定の限界が顕在化しているといえよう。

#### 4. AD 協定改定交渉へのインプリケーション

以上のように、本件報告の検討からも、現行 AD 協定の解釈によってサンセットレビュー手続に対する規律の実質化をこれ以上行なうことは困難であり、ドーハ・ラウンドの一環として進行している AD 協定改定交渉中で、新たな規律を立法的に導入することが望まれる。AD 協定の規律強化を目指す日本などの「AD フレンズ」は、サンセットレビュー自体を廃止し、AD 措置は 5 年で例外なく終了するという「自動サンセット」に AD 協定 11.3 条を改正するという提案を、2005 年 10 月に提出した<sup>3</sup>。この提案は、サンセットレビューについて新たな規定を設けても実効的な規律を及ぼすことは難しいという問題点を回避でき、AD 措置の濫用的な継続を排除することを狙っているが、現在のサンセット制度を大幅に変更する内容であるため、米国をはじめとして他国の同意を得ることは難しいと考えられる。

そのため、今後の交渉においては中間的な妥協案を模索することになると予想されるが、その際には本件報告が示した解釈を取り入れることが、草案の土台になるのではないだろうか。例えば、損害の存続・再発可能性決定について AD 協定 3 条はそのまま適用されないとしても、同条が列举する諸要因のいくつかについて当局が考慮すべきことを本件上級委員会報告も示唆しており(284)、当初調査に関する 3.4 条のように、損害の存続・再発可能性決定において考慮すべき諸要因<sup>4</sup>を列举する規定を 11.3 条に導入することが考えられる。また、そうした諸要因を単に列举して損害の存続・再発可能性を結論づけるような当局の決定を防止するために、「損害の存続・再発可能性に関する諸要因の公正かつ適切な評価(a fair and adequate evaluation)を行なう」という明文を入れることも一案ではないだろうか。こうした文言が入っていれば、パネルが当

局の決定を審査する際に依拠することができよう。さらにダンピングの存続・再発可能性についても、同様な illustrative list の作成と、「公正かつ適切な評価」の義務づけが考えられる。なおダンピングの存続・再発可能性について、当初調査でのダンピング・マージンの決定と同じように company-specific での決定とし、ダンピングの存続・再発可能性がないとされた企業からの輸入に関しては、損害の存続・再発可能性の判断からも除外されるようにするのが合理的であろう。

以上のような改正提案は、これまでの判例で示されたものを明文化する部分が多く、比較的合意を得られやすいと思われるが、他方で、サンセットレビューにおける当局の裁量の幅は相当程度残されるため、ダンピング・損害の存続・再発可能性の肯定的決定を抑止し、AD 措置の 5 年での撤廃を一般的にするほどの実効性は望めないかもしれない。5 年での自動サンセット提案は実現困難であろうが、サンセットレビューによる AD 措置の延長回数に制限を設けることができれば、実効的であろう。

#### IV. その後の経過

本件パネル・上級委員会報告は、2004 年 12 月 17 日の DSB で採択され、米国は 2005 年 1 月 14 日の DSB で、本件 DSB 勧告の履行意思を表明した。その後、履行期間について両国が合意に至らなかったため、同年 3 月 11 日、アルゼンチンは RPT 仲裁の設置を DSB に要請し、上級委員 Ganesan を仲裁人とする RPT 仲裁が行なわれた。同年 6 月 7 日、仲裁人は合理的な履行期間は 12 ヶ月（2005 年 12 月 17 日まで）であるとの裁定を下した<sup>5</sup>。

米国は、同年 10 月 28 日に DOC サンセット規則改正を行ない<sup>6</sup>、AD 協定 11.3 条等に違反するとされた waiver provision について、①deemed waiver 条項を削除し<sup>7</sup>、②affirmative waiver 条項に関しては、被提訴利害関係者が手続参加を放棄する際に「AD 措置が撤廃されればダンピングを行なう可能性がある(the respondent party is likely to dump)」との statement を提出するよう要求することとした<sup>8</sup>。①については、削除という形で完全な履行をしたものと評価できる。ただし②については、ダンピングの存続・再発可能性を被提訴利害関係者にいわば自白させるもので、DOC がその他のファクツ・アベイラブルに基づいて検討することはない。また、米国 1930 年関税法 751 条(c)(4)(B)は、waiver があつた場合、当該被提訴利害関係者については DOC は自動的に肯定的決定を行なうと規定しているが、当該条項は改正されていない。この点で、本件パネル・上級委員会報告が、affirmative waiver の場合にも、ファクツ・アベイラブルを用いず自動的に肯定的決定を行なうことは、”reasoned and

adequate conclusions based on the facts before it”に支持されているとはいえ、AD 協定 11.3 条違反であると判断したこととの整合性が問題になるかもしれない。

米国は、2005 年 12 月 20 日、DSB に対し本件勧告を履行した旨の通知をしたが、アルゼンチンは、米国が本件勧告を WTO 整合的に履行していないと DSB に通知した。2006 年 1 月 9 日、両国は DSU21 条及び 22 条に基づく履行パネル・対抗措置手続のシーケンスに関して、慣例どおり履行パネル手続きを先行させること等に合意し、DSB に通知した<sup>9</sup>。(2006 年 1 月 23 日脱稿)

## V. 参考文献

- Dohlan, Peter A., "Determinations of Adequacy in Sunset Reviews of Antidumping Orders in the United States", *American University International Law Review* vol.14: pp.1281-1333 (1999)
- King, Jennifer Karen, "Notes: In Need of Enlightenment: The International Trade Commission's Misguided Analysis in Sunset Reviews", *William & Mary Law Review* vol.43: pp.2151-2179 (2002)
- Moore, Michael O., "Antidumping Reform in the United States: A Faded Sunset", *Journal of World Trade* 33(4): pp.1-17 (1999)
- Moore, Michael O., "Department of Commerce Administration of Antidumping Sunset Reviews: A First Assessment", *Journal of World Trade* 36(4): pp.675-698 (1999)
- Stewart, Terence P. & Dwyer, Amy S., "Sunset Reviews of Antidumping and Countervailing Duty Measures: US Implementation of Uruguay Round Commitments", *Journal of World Trade* 32(5): pp.101-135 (1998)
- World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary, Panel Report: United States-Sunset Reviews of Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina (WT/DS268/R)
- World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary, Appellate Body Report: United States-Sunset Reviews of Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina (WT/DS268/AB/R)
- 拙稿「米国のドイツ産表面処理鋼板に対する相殺関税措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XIII』(2003 年) 211-213 頁
- 拙稿「米国の日本製表面処理鋼板へのアンチダンピング措置に対するサンセットレビュー」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XIV』(2004 年) 39-58 頁

---

<sup>1</sup> WT/DS244/AB/R, PARAS. 126-128.

<sup>2</sup> ID.

<sup>3</sup> TN/RL/GEN/74.

<sup>4</sup> 例えば、本件でも問題となった将来のダンピング輸入量、価格、国内産業への影響について、さらに詳細に輸出者の動向、国内産業の状態の指標、市場構造の変化などの諸要因をすべて考慮することを義務づけることなど。

<sup>5</sup> WT/DS268/12.

<sup>6</sup> 70 FR 62061.

<sup>7</sup> 19 CFR 351.218 (D)(2)(III).

<sup>8</sup> 19 CFR 351.218 (D)(2)(II).

<sup>9</sup> WT/DS268/14.